

2021年9月27日

お客さま各位

西日本シティ銀行

## 外国送金取引規定の改定について

当行は、民法が定める定型約款の変更に関する規定に基づき、外国送金取引規定を改定いたしますので、お知らせします。

### 1. 改定内容

今回の規定改定は、窓口で外国送金をお申込みいただく際に必要なご資金・手数料（以下、ご資金等）の引落しに関するものです。

#### (1) 変更内容

本規定の効力発生日以降は、外国送金依頼書兼告知書にてご資金等の引落口座を指定していただき、該当口座のお届印を押印いただくことで、ご預金の払戻請求書によらず、ご資金等の引落手続が可能となります。

#### (2) 改定箇所

第8条「送金資金等の受領」を追加します。

旧第8条以降は、条数を繰り下げて表示します。

変更前	変更後
(新設)	<p>(1) <u>送金資金および送金の受付にあたって必要となる当行所定の手料は、送金依頼人名義の口座から、送金指定日に引落します。</u></p> <p>(2) <u>前項の送金資金等の引落は、送金依頼人が外国送金依頼書に自身の名義の口座を指定し、当該口座の届出印章により押印する方法により行うことができるものとします。なお、送金資金等の引落口座に指定できる預金の種類および数は当行所定のものであります。本項による送金資金等の引落を行う場合、関連する預金規定にかかわらず、預金通帳および払戻請求書の提出または当座小切手の振出は不要とします。</u></p> <p>(3) <u>前項による送金資金等の引落は、送金依頼人が外国送金依頼書に押印した指定口</u></p>

	<p><u>座の印影と当該口座の届出印影を、当行が相当の注意を持って照合し、相違ないと認めて取扱った場合は、これらの書類につき、偽造・変造、盗用または不正使用その他の事故があったとしても、そのために生じた損害について当行は責任を負いません。</u></p> <p><u>(4) 第2項による送金資金等の引落が、送金指定日に指定された口座から当行が送金資金等の引落を行う時点で、残高不足や貸越が発生する等の理由によりできなかった場合、当該送金委託契約は成立したことになりません。</u></p>
--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

第16条（旧第15条）「預金規定の適用」を変更します。

変更前	変更後
<p><u>送金依頼人が、送金資金等を預金口座から振替えて送金の依頼をする場合における預金の払戻しについては、関係する預金規定により取扱います。</u></p>	<p><u>本規定第8条の規定によらず、送金資金等を預金口座から振り替えて送金の依頼をする場合およびその他必要な資金・手数料の引落を行う場合の預金の払戻しについては、関係する預金規定により取扱います。</u></p>

## 2. 効力発生日

2021年10月18日（月）

- ※ 改定後の外国送金取引規定の全文は、当行ホームページ規定一覧からご覧ください。  
 <ホームページ規定一覧> [https://www.ncbank.co.jp/teikei\\_yakkan/](https://www.ncbank.co.jp/teikei_yakkan/)

以 上